

## ■□■ 平成25年度決算に基づく健全化判断比率の公表 ■□■

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）が公布され、地方公共団体は、毎年度決算に基づき健全化判断比率の4指標と公営企業における資金不足比率（以下、「健全化判断比率等」という。）を算定し、議会へ報告するとともに公表することが義務付けられました。

この規定により、平成25年度決算に基づく印西市の健全化判断比率等を公表します。

### ○健全化判断比率

(単位：%)

指 標 名	平成25年度	早期健全化基準	財政再生基準
・実質赤字比率	—	12.52	20.00
・連結実質赤字比率	—	17.52	30.00
・実質公債費比率	9.2	25.0	35.0
・将来負担比率	6.9	350.0	

※赤字額がないため、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、「—」と表示しています。

なお、実質収支（一般会計における歳入歳出差引額から翌年度への繰越財源を控除した収支）は21.1億円（標準財政規模（後説）に対し10.71%）の黒字、連結実質収支（全会計（※後説）での実質収支）は38.5億円（標準財政規模に対し19.61%）の黒字です。

### ○資金不足比率

(単位：%)

会 計 名	平成25年度	経営健全化基準
・水道事業会計	—	20.0
・下水道事業特別会計	—	

※資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示しています。

健全化判断比率等の対象範囲(印西市)

		健全化判断比率等対象範囲			
一般会計等	一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
公営企業会計	水道事業会計 下水道事業特別会計	資金不足比率 (会計上)			
一部事務組合 (印旛郡市広域市町村圏事務組合・印西地区環境整備事業組合・印西地区消防組合・印西地区衛生組合・千葉県市町村総合事務組合・千葉県後期高齢者医療広域連合・印旛利根川水防事務組合・長門川水道企業団)					
土地開発公社・第三セクター(該当なし)					

## 1 健全化判断比率等における各指標について

(詳しい計算については、別に添付のPDF文書「算定式」をご参照下さい。)

### ◆実質赤字比率

【解説】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。

【内容】地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

【イメージ】1世帯の1年間の収入と支出の結果で、赤字か、黒字だったのかを判定します。

※一般会計等：本市は一般会計のみ。

※標準財政規模：地方公共団体の通常収入されると見込まれる一般財源の規模。

### ◆連結実質赤字比率

【解説】全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率。

【内容】全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものです。

【イメージ】生計をともにする世帯（2世帯住宅など）で、1年間の収入と支出の結果が赤字か、あるいは黒字だったのかを判定します。

※全会計：本市は、一般会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・水道事業会計・下水道事業特別会計の6つの会計です。

### ◆実質公債費比率

【解説】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。

【内容】借金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

【イメージ】1世帯で、1年間の支出のうち住宅取得や自動車購入などのローンがあった場合に、その返済等がどの位の割合であったかを判定します。

※元利償還金とは、市債（市の借金）を返済する元金と利子です。

※準元利償還金とは、市債に準じるもので、債務負担行為（将来の支出を伴う契約）の支払額や一部事務組合への負担金のうち、地方債の償還に充てたと認められる金額等をいいます。

※実質公債費比率は、過去3カ年平均の比率となります。

※実質公債費比率が18%以上になると、地方債の発行に県知事の許可が必要となります。

25%以上になると、一部の地方債（一般単独債等）を発行できなくなります。

35%以上になると、ほとんどの地方債が発行できなくなります。

#### ◆将来負担比率

【解説】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。

【内容】地方公共団体の一般会計の借入金（市債）や将来支払っていく可能性のある負担（債務負担行為）等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

【イメージ】1世帯で、今後の住宅取得や自動車購入などのローンの返済見込額と貯金の状況をもとに、将来の負担がどの位の割合なのかを判定します。

#### ◆資金不足比率

【趣旨】公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。

【概要】公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

※公営企業：本市は、水道事業会計及び下水道事業特別会計の2つの会計です。

## 2 早期健全化基準及び財政再生基準について

#### ◆財政の早期健全化（イエローカード）

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化未満とすることを目標として『財政健全化計画』を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣、県知事へ報告しなければならないこととされています。

#### ◆財政の再生（レッドカード）

再生判断比率（健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた3つの比率）のいずれかが財政再生基準以上の場合には、議会の議決を経て、財政の状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化未滿とすること等を目標として『財政再生計画』を定め、速やかに公表するとともに、総務大臣へ報告（計画は協議し同意を求めることができる。）しなければならないこととされています。また、財政再生計画が総務大臣の同意を得ていなければ災害復旧事業費の財源とする場合を除き、起債ができなくなります。

※将来負担比率については、将来の財政悪化を示唆するものであり、それ自体では直ちに財政悪化が切迫した状況とは必ずしも言えないため、財政再生基準は設けられていません。

#### ◆公営企業の経営の健全化

公営企業（水道や下水道等）を経営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければならないこととされ、これが経営健全化基準以上となった場合には、当該公営企業の経営の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限の期間内に、資金不足比率を経営健全化基準未滿とすることを目標として『経営健全化計画』を定めなければならないこととされています。

### 3 印西市の健全化判断比率と今後の財政運営について

「実質赤字比率」及び「連結実質赤字比率」については、ともに赤字を生じていないため、比率としては算定されません。なお、黒字という逆の視点から仮に算定した場合、「実質黒字比率」は10.71%、「連結実質黒字比率」は19.61%となっています。

「実質公債費比率」については、平成24年度決算に基づく算定結果（平成22～24年度平均）は、9.9%でした。今回の算定結果（平成23～25年度平均）は9.2%で0.7%減少しています。

これは、地方債に係る元利償還金の額（借入れに対する返済額）が減少したことが、主な要因となっております。

「将来負担比率」の6.9%については、平成24年度決算に基づく算定数値の

36. 4%から29.5%減少しています。

これは、地方債現在高や債務負担行為に基づく支出予定額など将来負担額が減少したことが主な要因となっています。

また、公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率を表す「資金不足比率」については、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足は生じていないため、経営健全化基準には該当していません。

今回公表しました健全化判断比率等においては、全ての指標について早期健全化基準を下回っていますが、今後も人件費の削減や事務事業の見直し、使用料・手数料の見直し、施設の整理統合と有効利用など、合併によるメリットを見出せるよう行財政改革を確実に実施し、効率的、効果的な財政運営に努め、市民の皆さんが安心して暮らすことのできるまちづくりを進めてまいります。

(問い合わせ先)

企画財政部財政課財政班

TEL 0476-42-5111 内線483

E-mail : [zaiseika@city.inzai.lg.jp](mailto:zaiseika@city.inzai.lg.jp)